

電子申告制度の現状と課題

The Current State and Problems of Tax Electronic Declaration System in Japan

鈴木義明*
SUZUKI, Yoshiaki

Abstract

As for the present age, it is said in period of IT. Digital information is changed through a computer network instantly, and our life changes completely, too. From activation of the spread of rapid computers and exchange of electronic data with it and also a request of the modernization of taxation business administration. About innovation of information technology in the taxation business industry, an electronic taxation report comes to grasp a big key.

はじめに

現代はITの時代と言われて久しい。コンピュータの著しい発展は、電子商取引等の新しい経済取引形態を生み出し、ネットオークション等に見られるような個人間取引或いはIT企業の躍進のようにビジネス分野において新たな事業形態が出現している。

これらはコンピュータの発展と同時に進行したインターネットの普及による影響が大きい。ネットの出現により、紙媒体による書類送付がネットを活用することにより、電子的なファイルに置き換わりネットにより即座に送受信することが可能になったのである。税務の世界においても、これまで書面提出していた各種の申請・届出等は、コンピュータを利用した電子申告という制度を活用するよう要請されている。

そもそもこの電子申告という制度は、政府が推進するe-japan構想の下、新たなIT戦略構築に向けての提言を受けて、利便性が高く、簡素で効率的な電子政府、電子自治体を実現するために創設されたものである。申請・申告等のオンライン手続きを普及させるために重要なことは、利用者の視点に立ったシステム構築及びサービスの実践すなわち納税者にとって利便性、有利性を提供することにあると考える。しかしながら現在の電子申告制度は、紙ベースによる申告と比較してあまりメリットが見当たらない。そこで、利用者（納税者）に対して有利となるインセンティブを与え

* 城西大学情報科学研究センター非常勤講師

ることが電子申告の利用件数を増加させる要因になると考える。税制の変遷を顧みても、戦前の源泉所得税制度導入時の報奨金制度、戦後の青色申告制度等に見られるように新たな制度推進のためには各種インセンティブを付加することが必要と考える。

本稿は、大別して第1章から第4章の4つの部分から構成されている。

第1章においては、電子申告の概要を述べており、紙ベースとどこが異なり、どんな利点があるのか、又その弱点は何かを検証している。

第2章においては、わが国の電子申告制度導入に先立って、既にこの制度を導入している先進主要な欧米各国の電子申告制度の概要を検証している。具体的には、アメリカ、イギリス等の電子申告制度がその検討対象となっている。無論、国により租税制度も異なり異国の制度がそのままわが国の税制度に適応できるかは疑問の点もあるが、参考になる事項もあると考えられるので検討課題とする。

第3章においては、わが国の電子申告制度の経緯とその目的を中心にその現状を検討分析する。現状の普及率はどうなのか、普及のための手立てとなるヒントを模索する。

第4章においては、第3章における分析を踏まえて、内在する諸問題を検討対象としている。

終わりにおいては、納税者に対するインセンティブの有効性を説いている。

第1章 電子申告制度のあらまし

1. 電子申告とは何か

電子申告は申請手続き等においても行われており、税務に限ったことではない。紙ベースで申請等を行う代わりに、インターネットを利用して電子的なファイルを以って行政手続を行うことと言える。その中でも税務に係る電子申告とは、『申告内容等を電子データの形でオンラインにより送信すること』と定義される¹⁾。

この制度は、平成16年2月から東海国税局管内から開始され、平成16年6月から全国の国税局での運用が開始された。依然として紙による申告自体も容認されているので現在は両制度が併用されているのが現状である。わが国政府は、平成9年から政府による申請・届出等手続きの電子化を推進し、電子政府構想、IT化、ペーパーレス化を図ることを提言している²⁾。

インターネットの目覚しい発展とコンピュータの性能向上と背景に、行政のスリム化・効率化、国民の負担軽減を実現することを目指してオンラインによる申請・届出等の運用を開始した。電子申告の導入の効果としては、税務署における申請に関する事務量が減少し税務行政自体の簡素化が見込まれる。

2. 電子申告のメリット及びデメリット

(1) 電子申告のメリット

1. 申告書等の送付、申告等の処理が迅速になり、還付等の時期も早まる。
2. 申告内容の計算等がチェックを受け、申告書等の誤りが減少する。
3. 税務当局にとっても申告書等の郵送費の節約、申告書に係る事務手続きの省力化が可能。
4. 申告書類等の入手もネットから可能になり、申請に要する時間も節約できる。

電子申告は納税者が所定の受付時間内の都合の良い時間に申告を行うことができ、税務署に
出向く時間を節約することができる。納税者にとって利便性の高いものとなる。

(2) 電子申告のデメリット

1. 申告書等に記載された内容の信憑性の確保と他に知られないという安全性。
2. この制度を不正に利用した場合の対策が必要。
3. 情報格差…世代間のコンピュータ操作技術の格差が問題となる。

このコンピュータの操作不能或いは所持していない納税者に対してどのように対処するかの
問題が生じる。

4. 添付書類の送付方法の問題

電子申告では、申告書及び決算書等は送信可能であるが、申告書等に記載した内容を証明す
るために添付資料は申告書等と一緒に送信することができない。一方において電子申告を活用
し、他方の添付書類は郵送と言う可逆的に言えば二度手間となるのが現状である。

5. 電子申告の対象となる申告の種類等

現在、所得税、法人税、消費税等の国税3法とその周辺書類が対象となり、全税目まで網羅
されていない。書面による申告と比較して対象税目が狭いのでデメリットと言える。

6. 電子申告開始のために事前の手続きが必要

申請手続きに若干の煩わしさが生じる。

第2章 諸外国の電子申告制度の概要

先進諸国の電子申告制度と比較すると、わが国の電子申告制度は後発の部類と言える。電子申告
の先進国アメリカ、英国、オーストラリア、カナダの電子申告制度は、1990年頃より導入が図
られているが、国土の面積が広く納税手続きに時間を要する等の理由により、オーストラリア、カ
ナダの普及率が高い。欧州においては、ドイツ、フランス等において電子申告は実施されている。
1990年初頭から電子申告制度を導入した国は、EDI（通信回線を使用した電子データ交換）³⁾等を

利用した方式であったが、2000年前後からインターネットを利用する方法に移行している。日本は後発ゆえ最初からインターネットを利用した方式を採用している。諸外国の電子申告制度は、国の特殊性があり税制度等の違いにより単純に比較するのは難しいが、納税者の利便性を高める工夫もなされている。わが国においても、多くの納税者に利用されるような使いやすい電子申告の方法を工夫する必要がある。

1. 米国の電子申告

米国は日本と異なり給与所得者も年末調整がなく、確定申告にて納税することになっている。米国では、連邦税を執行する内国歳入庁（IRS）⁴⁾が内国歳入庁再建法に基づいて、ペーパーレス申告を推進して電子申告を実施している。2007年までに電子申告の割合を80%まで引き上げることが義務付けられている⁵⁾。

(1) 米国の所得税電子申告の特徴

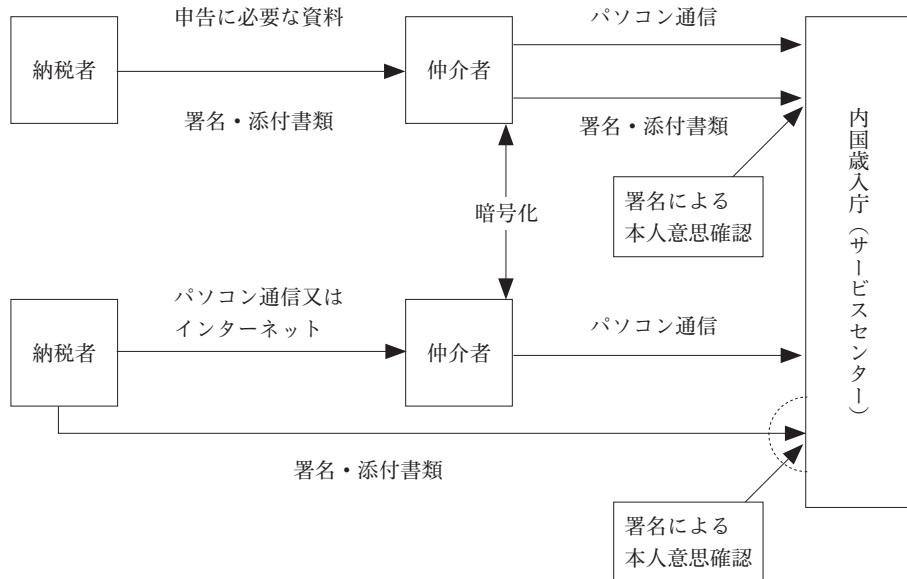
- ① 法人税申告に利用されておらず、個人の所得税申告が中心である
- ② 給与所得者の申告のうち還付申告も多く、還付に要する期間が短縮できる
- ③ 州の多くがIRSと連携して州税の申告を電子申告で行うプログラムを有している
- ④ プッシュフォン電話を利用した簡便な電子申告も認められている⁶⁾

米国の現行の電子申告は、パソコン通信を主としたものであり、インターネットの利用については現在試行を重ねている。また、日本のように国家資格を有しない申告書作成等を業務とする大手業者がおり、この業者を通して申告システムが構築されている。すなわち電子申告において仲介業者が介在することが認められている。納税者は申告書等を電子的に提出し、IRSから受領確認の通知後に、署名、あるいは還付口座を指定する書類等を送付するという二段階のステップを踏む。現行方式ではすべての手続きが電子的に処理されていない。この2段階の手続きがすべての手続きの電子申告化を妨げているのが現状である。

(2) 米国の電子申告

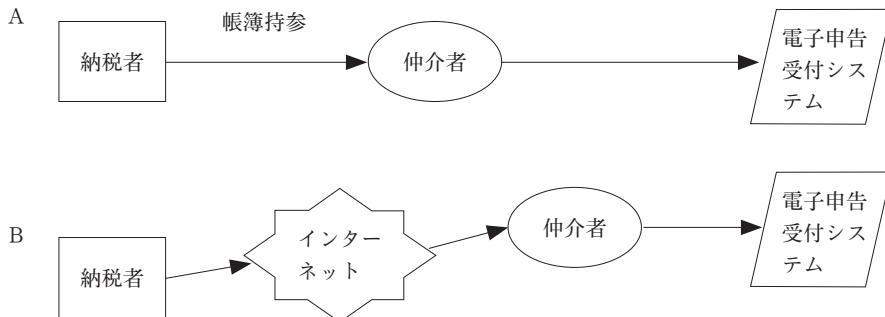
米国の電子申告は納税者が直接申告書等に入力する方法と仲介者が納税者に代わって入力し申告する方法の2つがある。

米国の場合、申告に当たって仲介者が義務付けられている。



出所：右山一郎 著『e-Tax 電子申告でこう変わる』平成 15 年 12 月 10 日 税團法人大蔵財務協会 p.72 を参考に筆者作成。

図 1 米国の電子申告



出所：右山一郎 著『e-Tax 電子申告でこう変わる』平成 15 年 12 月 10 日 税團法人大蔵財務協会 p.73 より引用。

図 2 仲介者の存在と通信方法

2. 英国の電子申告

英国歳入庁は、申告納税制度の導入の一環として、1994年頃から電子申告制度の検討を開始し、1997年4月に、電子申告制度（Electric Lodgment Service, 以下 ELS という）が導入されている。英国政府は政府の通信をコンピュータ等の通信手段を使用する方針であり、英国内国歳入庁（Inland Revenue）はこの政府方針を推進している。英国の電子申告は申告書作成のため、歳入庁が承認したソフトウェアを使用して、税務代理人が申告書を作成して歳入庁に送付する。すなわち歳入庁の承認を受けたソフトウェアを使用して歳入庁に登録された税務代理人（tax agents）

が電子申告者（Efiler）として、申告書を歳入庁に電子的手段により送付する。この役割は効率的な申告とその他の情報交換がコンピュータを通じて可能となったことである⁷⁾。

税務代理人が歳入庁から承認を受けるためには、電子申告者になるための申請書を歳入庁のELS専門担当者に提出する。その後説明資料を郵送し、送信テストが行われ、その結果が完了したことを見て担当者は税務代理人を承認する。この電子申告の使用による利点は、歳入庁にとって、入力事務の削減等事務全般にわたる効率化であり、申告書記入に当たっての誤りの無い申告書の提出が期待でき、納税者及び税務代理人にとっては、申告書の受領確認、受領拒否の通知がタイムリーに行われることである。またわが国の源泉徴収税額の電子申告と類似するEEC（Employer Electronic Communication）が開始されており、これは英国のPAYE（源泉徴収制度）の資料を雇用者が歳入庁に提出する方法の電子化である。英国では、法人税の電子申告は実施されておらず、所得税申告書の電子申告が行われている。

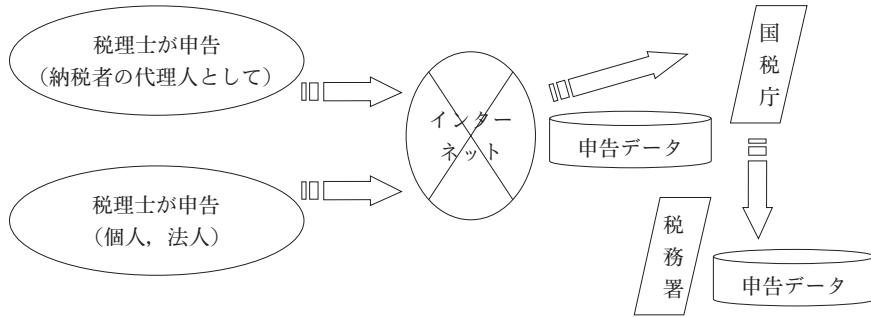
英国のELSは電子申告を行うことを歳入庁から承認された税務代理人がその依頼人の代わりに電子申告を行うことができる。この英国のELSは、電子申告者がEDIを使用して、歳入庁のホストコンピュータに送信できるもので、歳入庁のホストコンピュータを介して、歳入庁内部のネットワークと接続している。個人所得税の申告では、ELSが電子申告者という税務代理人を介して電子申告する方法であったが、インターネットを利用することにより税務代理人を依頼していない納税者が、申告書を提出することが可能になった。オープンなネットワークであるインターネットを利用するにはセキュリティの確保が重要な問題であるが、インターネットを利用した税務情報のセキュリティについての確保に目途をつけている。

それは、インターネット利用の安全性が暗号化技術の進展により確保できるようになったこと、及び認証の問題について、暗号化された電子署名による認証が可能になったことの理由によることが大きい⁸⁾。

第3章 わが国における電子申告制度の現状

現代はコンピュータネットワークを通じてデジタル情報が瞬時に交換され、我々の生活も一変している。急速なコンピュータの普及とそれに伴う電子データの交換の活発化、税務行政の近代化という時代の要請から、税務行政の情報化政策の中心的な役割を果たす電子申告について考察することにする。税務業界における情報技術の革新については、電子申告が大きな鍵を握る存在になっている。企業あるいは個人が、申告書を税務署に送付する形態はすでにコンピュータ分野の先進諸国が採用している。

電子申告を導入している国は、アメリカ、イギリス、フランス、シンガポール等があるが、そのほとんどが個人の所得税を対象としている。またその多くが1980年代後半より試行を開始し、



出所：渡 照雄 編『電子申告・納税システム』平成 17 年 4 月 15 日 (株)東京教育情報センターを参考に筆者作成。

図 3 電子申告の仕組み

表 1 利用可能な諸手続

1. 申告	所得税
	法人税
	消費税
2. 申請・届出等	青色申告の承認申請
	納税地の異動届
	納税証明書の交付請求
	その他の各種届出等
3. 納税	全税目による納税

出所：渡 照雄 編 前掲書 p.5 より引用。

1990 年代に入って全国的な導入がなされている。わが国の電子申告には、納税者や税理士事務所のコンピュータと国税当局とのコンピュータをネットワークでつなぎ、申告データをオンラインで直接送る方法や、フロッピー等の電子媒体物を税務署に提出する方法がある⁹⁾。この電子申告を知るために、電子政府とその基となった e-japan 戦略について理解する必要がある。

政府は、電子政府の実現に向けて平成 14 年 6 月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置し、e-japan 重点計画 2002 を発表した。コンピュータやインターネットの活用により多様で、かつ質の高い公共サービスを提供し、国民生活の利便性やサービスの質の向上を実現に向け、各種の施策を実施することにした。ここでいう電子政府とは、行政手続の簡素化と行政のスリム化を目標に小さな政府を樹立するために提唱された。税務署では、申告書等の受付業務と申告書等の内容確認に分けられるが、これら両業務を電子申告システムで同時に行おうとするもので事務処理の合理化と人件費の削減を目標としている。また、国税庁においても電子政府実現の一環として、申告、申請、届出等の書面提出による手続きからインターネットを利用して、申告、申請、届出等の手続きが可能となり、納税についてもインターネットによるネットバンキング等を利用して納税手続きができるようになった¹⁰⁾。

このように税理士が納税者と国税当局との間に入り、コンピュータを利用して活躍することは、税務業界における技術革新の象徴的な動きになると考えられる。

電子申告は国税に関するシステムであり、利用できるのは、所得税、法人税及び消費税に係る申告全税目の納税、青色申告の承認申請、納税地の移動届等に限られる。

1. 電子申告利用対象者

- | | |
|----------|----------|
| 1. 納税者 | 4. 弁護士 |
| 2. 税理士 | 5. 弁護士法人 |
| 3. 税理士法人 | 6. 公認会計士 |

があり次の環境設定及び手続きが必要である。

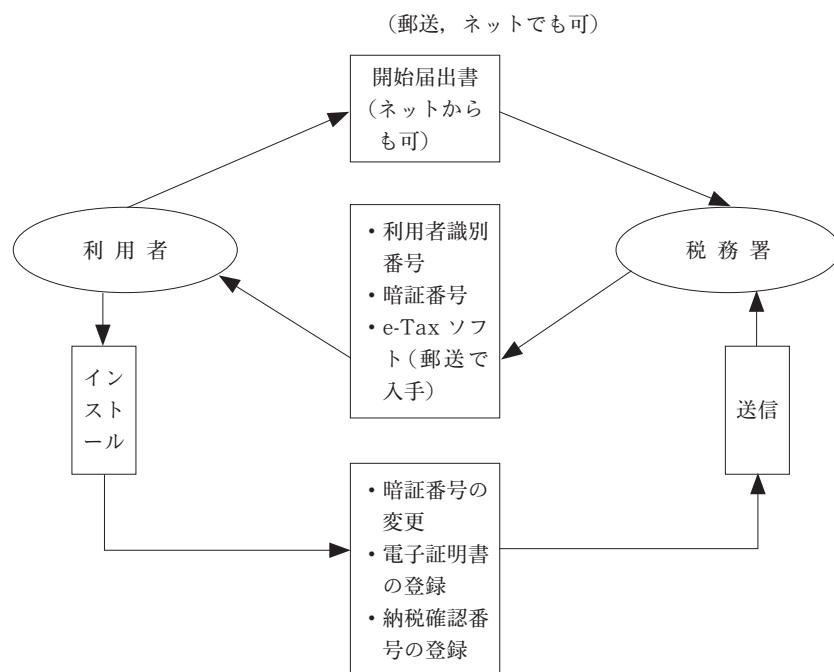
インターネット環境……パソコン、プロバイダーへの加入

電子証明書……住民基本台帳登録による公的個人認証サービス

商業登記認証局

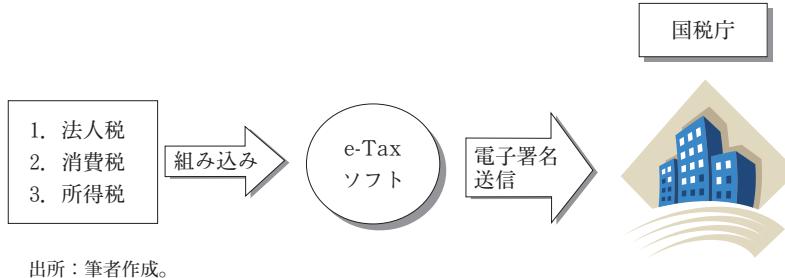
日本税理士会連合会による認証局

2. 電子申告の手続き手順



出所：渡 照雄 編『電子申告・納税システム』平成17年4月15日 (株)東京教育情報センター p.10 より引用。

図4 電子申告の登録手続き提出



出所：筆者作成。

図 5 電子申告の流れ

上記の手続きの中で一番重要なことは、署名を行う際の電子証明書の取得である。e-Tax を利用するためには、本人確認の手段として、申告書等のデータに電子署名を行う必要がある。電子署名をするためには、電子証明書を取得する必要がある。電子認証の種類には次のものがある。

表 2 電子認証の種類

1. 法人納税者/法人認証	・法務省 商業登記に基づく電子認証制度
2. 個人納税者/個人認証	・地方公共団体による公的個人認証サービス制度
3. 税理士	・日本税理士会連合会認証

出所：渡 照雄 編『電子申告・納税システム』平成 17 年 4 月 15 日 (株)東京教育情報センター p. 25 より引用。

e-Tax で申告データを作成し、電子署名、及び電子証明書を添付して送信する。同時に青色申告決算書等の添付データも送信することが出来る。しかし、医療費控除の適用を受けるためには、医療費控除の領収書を添付する必要があるが、インターネットで送信することはできない。そこでこ

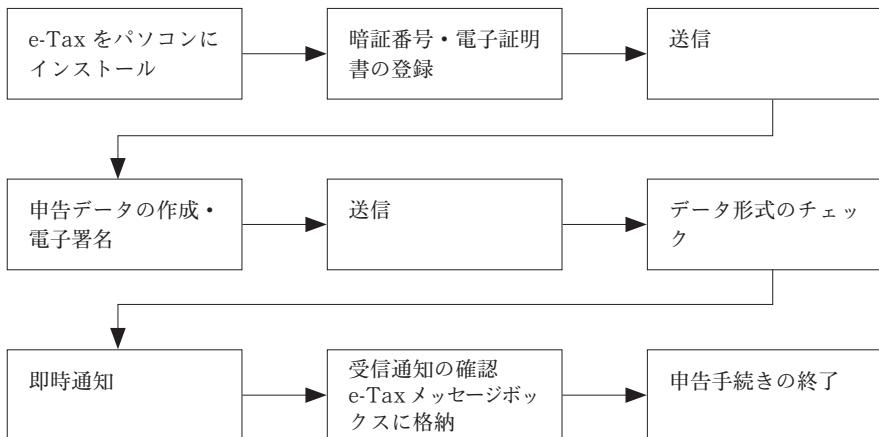
表 3 送信可能な添付書類

1. 所得税	青色申告決算書	収支内訳書
	所得の内訳書	変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
	財産及び債務の明細書	住宅借入金等特別控除額の計算明細書
	政党等寄付金特別控除額の計算明細書	外国税額控除に関する明細書
	平成××年分医療費の明細書	
2. 消費税	課税売上割合、控除対象仕入れ税額の計算表	控除対象仕入税額等の計算表

出所：渡 照雄 編『電子申告・納税システム』平成 17 年 4 月 15 日 (株)東京教育情報センター p. 29 を参考に筆者作成。

の場合には、別途郵送することになる。このほかにも源泉徴収票も郵送することになる。別途送付すべき添付書類があるときは、その旨を入力し送信すると、送付書が送られてくるのでその送付書を印刷し添付書類とともに税務署に提出する¹¹⁾。電子的に送信可能な添付書類には次のようなものがある。

これらの書類以外の領収書及び源泉徴収票は送付書を印刷しそれを添付して提出する。電子申告の方法としては、具体的には次のように行う。



出所：渡 照雄 編『電子申告・納税システム』平成17年4月15日 櫻東京教育情報センター p.50 より引用。

図6 e-Tax の申告入力

これまで、書面により行われていた、所得税、法人税及び消費税に係る申告、源泉所得税を含む全税目の納税、申請・届出等、の手続をインターネット上で行うのが、e-Tax である。

e-Tax を利用する場合、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」（以下「開始届出書」という）を利用する手続を記載し、本人確認書類（住民票の写し等）など一定の書類を添付（提示）して、所轄税務署へ書面で提出しなければならない。この時点では、インターネットが使用可能な状態になっているパソコンが必要である。また、e-Tax を利用する際には、申告等データに電子署名を行うことになるので、その電子署名に使用する電子証明書を取得する必要がある。公的個人認証サービスなどを利用している場合、電子証明書のほかに IC カードリーダーが必要になる。

税務署において、「開始届出書」の記載事項・本人確認書類など一定の書類を審査・登録等所要の処理を行った後、利用者識別番号（16桁の数字）及び仮暗証番号（8桁以上の英数字）が申告等作成ソフトウェアの格納された CD-ROM とともに送付される。

利用者は、「e-Tax ソフト等のインストール」、「申告等データの作成」、「電子署名等の添付」、「データ送信」、「即時通知」、「受信通知の確認」の手順で電子申告を行う。

以下はその現物サンプルである。

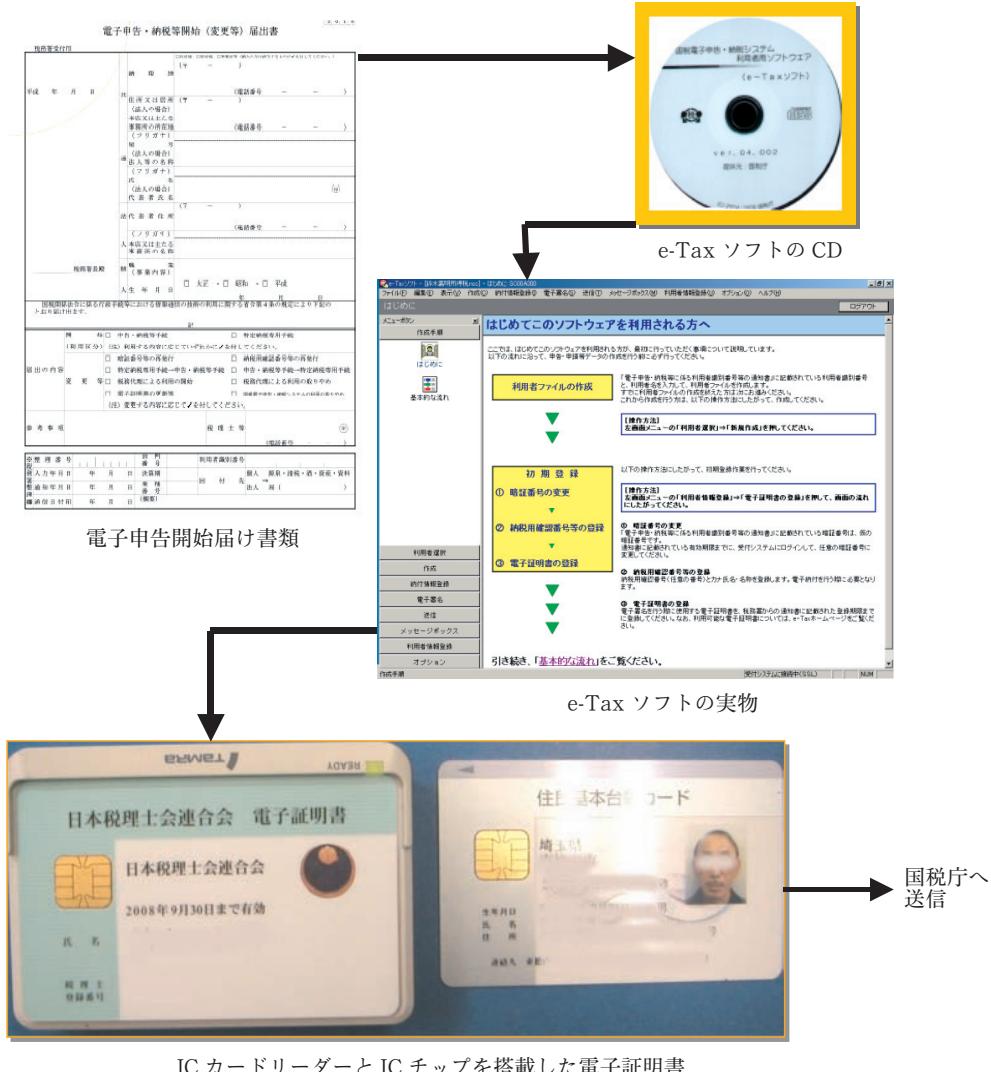


図 7 図解による電子申告の仕組み

電子申告を開始するには、個人・法人とも下記の開始届けを税務署に提出し、e-Tax ソフトを入手する。その後ソフトをインストールし、初期の暫定パスワードの変更を入手後 30 日以内に行う。その期限を過ぎると再度開始届けの提出が必要となる。図解すると図 7 のようになる。

具体的な電子署名の方法は、左の写真にある IC カードリーダーに、電子証明書カードまたは、住基カードを乗せて電子的に国税庁のサーバーとやり取りする。これは紙ベースで言う実印と同じ役割を持っており個人を特定する非常に重要な位置づけとなっている。

ここで、電子申告に必要な公的個人認証を受けた住民基本台帳について補足をしておく。

3. 住基ネットのスタート

平成14年8月に住民基本台帳ネットワークシステムが開始された。住基ネットは、市区町村が管理していた住民の4つの情報、氏名、住所、生年月日、性別等をパスポート申請や電子申告等に活用することにより、住民サービスの向上と行政の効率化を図るシステムである。さらに平成16年1月29日から、新しいサービスとして住基カードを使った公的個人認証サービスが始まった。住基カードは、住民票に基づいて発行するカードで、A、B様式の2種類がある。住基カードには、ICチップが内蔵されており、住民票コードが記録されている。このカードを用いて電子申告に必要な電子証明書を登録する。

第4章 わが国における電子申告制度の検討課題

すでに諸外国では、インターネットを利用した電子データで行政手続が実行されている。わが国の実態は多くの面で立ち遅れているのが現状である。その落差を解消することは、国民の便益性を向上するためにも望ましいことである。わが国でも電子政府が実現すれば、国民は企業や住宅で居ながらにして諸手続きが行える¹²⁾。インターネットを電子申告に利用する利点は、納税者自らが自宅等において申告書を作成し、これを電子申告することが可能になることである。このことは家庭、会社におけるPCの普及、インターネットの利用拡大がその背景にある¹³⁾。英国、米国等は、税務の専門家である税務代理人を対象として電子申告を開始している。これらの諸国が電子申告の関連者を限定したのは、技術的な問題の他に、わが国における税理士に相当する税務代理人が関与している納税者の比率がこれらの国において高いことがある。また最も組織化されたグループを電子申告関連者として認定することが、制度の定着化を促進する効果もある。制度の悪用や、電子申告の運営を妨害すること、不正な還付を行う者を防ぐ意味でも、電子申告関連者を限定して、優良な納税者、申告書作成者等に認めることは有効な手段である。わが国においても税務のプロである税理士に電子申告の手続きを委任することは、上記の理由上有効な手段であると考える。

電子申告においてとりわけ重要なことは、不正、偽りを防ぐ意味合いからしても個人認証が挙げられる。

現在、電子申告をはじめとする各種オンライン申請をさらに普及させるため、最も重要な点は、利用者の視点に立ったシステム整備及びサービスの改善、すなわち利用者の満足度向上である。そうすれば普及率も上昇すると考えられる。

検討すべき課題としては次のようなものがあげられる。

1. セキュリティ確保のための個人認証に関わる問題点

現在紙による申告書に使用されている印鑑に代わる認証については、税務代理権限を付与された税理士の電子署名とともに納税義務者の電子署名が必要とされている。これらの電子署名は、実印に相当する程度の厳格な電子証明書が要求されており、具体的には、国税庁長官が定める電子証明書（特定認証局の電子証明書）又は、法人の場合には、公的個人認証サービスの電子証明書を、具体的には商業登記に基礎を置く電子認証制度の電子証明書が必要とされている。納税義務者に公的個人認証サービスの電子証明書を取得してもらうには、相当な労力を伴うことや、現実の紙ベースの申告では、簡易な印鑑でも認められているにも関わらず、電子申告では実印相当の電子署名が求められること等、複数人の電子署名を必要とする点に普及を困難とする問題点がある。

その解決策としては、複数の電子署名を必要とする点を見直し、税理士に税務代理権限を付与した場合には、税理士のみの電子署名による電子申告を可能とするよう制度を変えるべきである。

2. 納税者に対する金銭的コストと労力

添付を義務付けられている資料の場合、現在の電子申告制度は申告書の送信に加えて、添付書類を別途提出する方法が採られている。添付書類を別途提出するというのは二度手間であり、電子申告の利便性を阻害している。そこで税務代理権限を付与された税理士に、第三者作成の添付書類及び納税者本人作成の添付書類については税理による確認を認め提出不要等の方策を探ることが電子申告の利用件数の増加に繋がる¹⁴⁾。

3. 活用促進のための啓蒙活動

本来、システム上は24時間対応をして申告、納税に対処するべきであるが、利用時間は月曜から金曜日の午前9時から午後6時に限られる。ネット申告の利便性を生かし一刻も早く常時にするべきである。

終わりに

現在の電子申告制度は、紙ベースによる申告と比較して、具体的なメリットが見当たらない。しかし、電子申告・納税は米国やオーストラリアなどの諸外国ではすでに導入が進んでいる制度、行政の効率化など効果はすぐに上がらないと思うが、電子化の流れは変えられないと考える。複数署名、添付書類の別途提出等の問題の改善が進むまで既存の申告方式が採られると見られるなか、その解決を図るために、利用者（納税者）に対して、メリットがある具体的なインセンティブを与えることが必要である。戦前の源泉所得税制度導入時の報奨金制度、戦後の青色申告制度等、制度

推進のために各種インセンティブがその普及推進の役割を担ってきた。電子申告制度においても普及推進のために納税者にとっての具体的なインセンティブを付与することが必要である。

〈注〉

- 1) 根田正樹, 矢内一好 共著『電子申告の仕組みと対応』平成15年12月30日 税務研究会出版局 p.1 より引用。
- 2) 根田正樹, 矢内一好 共著 前掲書 p.2 より引用。
- 3) Electronic Data Interchange 商取引に関する情報を標準的な書式に統一して、企業間で電子的に交換する仕組み。http://e-words.jp/w/EDI.html より引用。
- 4) Internal Revenue Service の略
http://translate.google.com/translate?hl=ja&sl=en&u=http://www.irs.gov/&prev=/search%3Fq%3DIRS%26hl%3Dja%26lr%3D%26rls%3DGGLD,GGLD:2005-13,GGLD:en より引用。
- 5) 根田正樹, 柳 裕治, 矢内一好, 山口齊昭, 水野 正 共著『電子申告～わが国の導入に向けて～』平成13年2月1日 株式会社 ぎょうせい p.36 より引用。
- 6) 根田正樹, 矢内一好 共著『電子申告の仕組みと対応』平成15年12月30日 税務研究会出版局 pp.9～10 より引用。
- 7) 根田正樹, 矢内一好 共著 前掲書 pp.70～71 より引用。
- 8) 根田正樹, 矢内一好 共著 前掲書 pp.73～82 を参考。
- 9) 水野忠恒・中里 実 監修 日進会編『21世紀の税理士事務所』平成9年8月8日 税務経理協会 pp.109～110 より引用。
- 10) 渡 照雄 編『電子申告・納税システム』平成17年4月15日 株東京教育情報センター pp.2～4 より引用。
- 11) 渡 照雄 編 前掲書 pp.27～28 より引用。
- 12) 豊森照信 著『電子申告・電子帳簿の経理システム』平成16年1月20日 株中央経済社 p.198 より引用。
- 13) 根田正樹, 柳 裕治, 矢内一好, 山口齊昭, 水野 正 共著『電子申告～わが国の導入に向けて～』平成13年2月1日 株式会社 ぎょうせい p.155 より引用。
- 14) 橋本博孔 編集『税理士界』平成18年1月15日 日本税理士会連合会より引用。

参考・引用文献

- (1) 根田正樹, 柳 裕治, 矢内一好, 山口齊昭, 水野 正 共著『電子申告～わが国の導入に向けて～』平成13年2月1日 株式会社 ぎょうせい
- (2) 根田正樹, 矢内一好 共著『電子申告の仕組みと対応』平成15年12月30日 税務研究会出版局
- (3) 水野忠恒・中里実 監修 日進会編『21世紀の税理士事務所』平成9年8月8日 税務経理協会
- (4) 渡 照雄 編『電子申告・納税システム』平成17年4月15日 株東京教育情報センター
- (5) 森谷修一/吉田友彦/斎藤聰明/阿部隆幸 共著『電子申告・電子納税』平成16年3月10日 株きょうせい
- (6) 右山一郎 著『e-Tax 電子申告でこう変わる』平成15年12月10日 税团法人大蔵財務協会
- (7) 豊森照信 著『電子申告・電子帳簿の経理システム』平成16年1月20日 株中央経済社
- (8) 橋本博孔 編『税理士界』平成18年1月15日 日本税理士会連合会

(Received Feb. 27, 2006)